

愛媛県港湾管理条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県港湾管理条例（昭和28年10月20日条例第47号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、港湾施設において、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。<u>ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。</p> <p>(2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。</p> <p>(3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下する行為をすること。</p> <p>2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指定し若しくは変更を命ずることができる。</p> <p>(市町が処理する事務等)</p> <p>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、県が管理する港湾の存する市町が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務</p> <p>(8) 省略</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 何人も、港湾施設において、次の各号の<u>一に</u> 該当する行為をしてはならない。</p> <p>(1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。</p> <p>(2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。</p> <p>(3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下する行為をすること。</p> <p>2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指定し若しくは変更を命ずることができる。</p> <p>(市町が処理する事務)</p> <p>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、県が管理する港湾の存する市町が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務</p> <p>(8) 省略</p>

新	旧
<p>2 知事は、前項第7号の規定により市町が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額の範囲内で知事が定める額を、当該港湾の存する市町に交付する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(管理の委託)</p>
<p>第15条の2 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる港湾施設は、松山港高浜地区に存する旅客施設(以下「旅客施設」という。)とする。</p>	<p>第15条の2 港湾施設(前条ただし書に規定する港湾施設を除く。)の管理は、当該港湾の存する市町に委託する。</p>
<p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 旅客施設の運営に関すること。</p> <p>(2) 旅客施設の利用の促進に関すること。</p> <p>(3) 旅客施設の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他知事が定める業務</p> <p>(指定管理者の指定)</p>	<p>2 知事は、前条第7号の規定により市町が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額を、当該港湾の存する市町に、港湾施設の維持管理費として交付する。</p>
<p>第15条の3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。</p>	
<p>2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。</p>	
<p>3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、旅客施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、旅客施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(指定の公示等)</p>	
<p>第15条の4 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。</p>	

新	旧
<p>2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(管理の基準)</p> <p>第15条の5 指定管理者は、次に掲げる基準により、旅客施設の管理に関する業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 港湾法その他関係法令を遵守し、適正な管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</p> <p>(3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(自由利用)</p> <p>第15条の6 旅客施設は、管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。</p> <p>(指定管理者の原状回復義務等)</p> <p>第15条の7 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた旅客施設を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、指定管理者が故意又は過失により旅客施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。</p>	

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例（昭和39年10月6日条例第48号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 改正後の愛媛県港湾管理条例第15条第2項に規定する交付率については、同項の規定にかかわらず、当分の間、10分の6の範囲内</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 改正後の愛媛県港湾管理条例第15条の2に規定する交付率については、同条の規定にかかわらず、当分の間、10分の6の範囲内</p>

新	旧
において知事が定めることができる。	において知事が定めることができる。